

役員等の報酬等に関する規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本生態系協会(以下、協会という)定款第13条、第30条及び第46条の規定に関して必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 協会は常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、(別表)常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 役員等には役員賞与を支給しない。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(定例報酬の額の決定)

第4条 協会の常勤役員の定例報酬月額、(別表)常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、会長が理事会の承認を得て、決定するものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員給与規程に準ずる。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給できるものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うことができるものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、在職期間中(別表)の常勤役員俸給表に基づき、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を累計し、その平均月額金額に対し、在職期間の年数を乗じて得た金額を上限として、会長が理事会の承認を得て決定する。

第7条 協会は、常勤役員がその職務の遂行に当って負担した旅費、交通費等の実費は、請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

付則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

平成24年4月1日施行

平成30年5月25日改正

(別表) 常勤役員俸給表 (単位: 円)

号俸	月額
1	100,000
2	150,000
3	200,000
4	250,000
5	300,000
6	350,000
7	400,000
8	450,000
9	500,000
10	550,000
11	600,000
12	650,000
13	700,000